

小黒恵子童謡記念館貸ホール利用規則（2022.4.1～2027.3.31）

（趣旨）

第1条 この規則は小黒恵子童謡記念館（以下、当館という。）貸ホール（通称：モンキーパズル）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 貸ホールは当館の主催する行事に使用するとともに、芸術文化、地域振興に寄与することを目的とする。

（貸ホールの使用）

第3条 貸ホールは、前条の目的のため、次の活動に使用する。

- 1、当館が主催する演奏会、講演会、その他イベント
- 2、当館が外部団体と共同で開催する演奏会等
- 3、当館が使用を許可した団体による演奏会等
- 4、前3項の他、川崎市、当館館長が必要と認める場合

（使用）

第4条 貸ホールの使用可能日は、1月5日から12月28日までとする。

（予約）

第5条 貸ホールの予約は、原則として、2週間後から翌年の同月末まで可能とする。

2 年4回以上の利用がある場合は、優先的に定期予約ができる。定期利用は、音楽団体に限り、3ヵ月単位で翌年の1年3ヵ月後まで予約可能とする。

（目的外使用の禁止）

第6条 貸ホールの使用者（以下、使用者とする。）は、申請した目的以外に使用してはならない。

（施設等保全義務）

第7条 使用者は善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

（災害対策等）

第8条 使用者は、火災その他の災害対策及び入場者等の安全管理に十分配慮するものとし、消火・避難誘導等については、当館と予め打ち合わせを行うこと。

2 使用者は、入場者の受付及び会場整理を、責任をもって行うとともに、入場者等が許可されていない場所に立ち入らないよう警備すること。

（原状変更）

第9条 使用者は、使用施設に特別の工作をし、又は原状を変更してはならない。

ただし、館長の許可を得た場合は、この限りではない。

（使用権利の譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

（使用許可の取消し）

第11条 館長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることがある。

- （1）当館において使用する必要が生じたとき
- （2）使用者が許可条件に違反したとき

2 前項の規定により使用許可を取消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害が生じることがあっても、当館はその責めを負わない。

(使用の取止め及び変更)

第12条 使用者は、使用を取止める場合又は申請内容に変更がある場合には、直ちに館長に申し出て、その承認を得なければならない。使用の取止め及び申請内容の変更の申し出の期限は使用日の2週間前までとし、使用日時の変更は原則として認めない。

(キャンセル料の発生)

第13条

前条の期限を過ぎての使用のとりやめについては、当館の定めるキャンセル料を納めなくてはならない。

貸ホール（モンキーパズル）キャンセル料

14日～7日前まで	6日～2日前まで	前日・当日以降
30%	50%	100%

なお、連絡は当該日の17時までとする。

(使用料の返付)

第14条 既に納付した使用料は、前条の定めるキャンセル料を差し引いた金額の返付を行う。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 異常な天災地変・社会的動乱その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき
- (2) 当館において使用する必要が生じたことにより、使用許可を取り消し、又は使用を中止させたとき

(原状回復)

第15条 使用者は、使用を終わったとき又は使用許可を取消され若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、当館の係員の立ち会いによって返還しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、使用施設及び設備・備品等を破損若しくは滅失した場合又はこの許可条件に定める義務を履行しないことにより損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(係員の入室等)

第17条 使用者は、当館の係員が維持管理のために行う指示及び立ち入りを拒むことができない。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。